

令和 2 年

亀山市教育委員会 3 月定例会会議録

亀山市教育委員会 3 月定例会会議録

1. 日 時

令和 2 年 3 月 1 9 日（木） 1 2 時開会

2. 場 所

亀山市役所西庁舎 3 階 第 7 会議室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1 番委員	太 田 淳 子
2 番委員	若 林 喜美代
3 番委員	大 萱 宗 靖
4 番委員	宮 村 由 久

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	草 川 吉 次
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	亀 山 隆
教育総務課長（以下総務課長という。）	大 泉 明 彦
学校教育課長（以下学校課長という。）	西 口 昌 毅
図書館長	井 上 香代子
歴史博物館長（以下歴博館長という。）	小 林 秀 樹
学校教育課主幹（兼）学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	高 宮 綾 子
学校教育課主幹（兼）教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	加 藤 尚 大
学校教育課主幹（兼）教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	平 野 朋 希
生涯学習課主幹（兼）社会教育グループリーダー（以下社教GLという）	小 坂 博 文
副参事（兼）まちなみ文化財グループリーダー（以下まちGLという）	山 口 昌 直
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	草 川 正 富
教育総務課教育総務グループ主査（書記）	早 川 美 紀

6. 会議録署名者指名

2番委員（若 林 喜美代 委員）

3番委員（大 萱 宗 靖 委員）

7. 会議録の承認（第1回臨時会）

承認

8. 教育長報告

教育長 （令和2年3月定例会教育長報告に基づき報告）
（質問はなく、教育長報告を終わる。）

9. 議事

教育長 議案第9号「人事案件について」を上程し、事務局の説明を求め
める。

教育部長 議案第9号「人事案件について」は、人事に関する案件のため、
公開、非公開について、お諮りをお願いします。

教育長 人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する
法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、各委員に諮る。非
公開としてよいか。

（全委員異議なし）

議案第9号「人事案件について」は非公開とする。関係職員以
外は退室を願う。

（関係職員以外退室）

《非公開》

（議案第9号は可決される。）

（退室した職員入室）

教育長 3月議会の報告をお願いします。

教育部長 3月議会の質問の状況ですが、議案質疑、代表質問、一般質問
合わせて13人の議員から質問がありました。多くは新型コロナウイルスの質問で、
学校給食や情報教育推進事業のGIGAスク

ール構想といった質問もいただきました。その中で、新型コロナウイルスですが、3月2日から国の要請に基づき市内小中学校、幼稚園の一斉休業を行いました。その経緯や、休業中の子どもたちの学習について、そして、その判断についての質問があり答弁をしました。学校給食ですが、福沢議員と中島議員から、検討をいつまで続けるのか質問がありました。市長に対しては、小学校のような完全給食を行うことについてどう考えているのかとの質問があり、デリバリー給食やその他の方式も含めて多面的な検討を行うとの答弁があり、教育委員会の方向とは若干違う答弁となり、ざわつきました。GIGAスクール構想については、12月に国が打ち出した方策で、全ての小中学校において1人1台のパソコンを配備して教育を進めていくという政策に対し、3月補正でまずは学校のネットワークの環境整備を行うということで補正予算を計上しており、この先、1人1台端末についてどうしていくのか、更新時について国の補助があるのかといった質問をいただいています。環境整備については国から2分の1の補助があり、1人1台端末については1台あたり4万5千円の補助があるのですが、更新時については現在のところ何も示されていない状況ですとの答弁をしました。

教育長 何か質問はありますか。

宮村委員 中島議員の給食の質問の際に不適正発言があったように思ったが、差支えなければどのようなものだったのか教えてほしい。

教育部長 特に不適正な発言があったという認識はありませんが、検討するということに対して及び市長のデリバリー給食も含めて検討するという答えに対し、議員は、完全給食を行うと言っていたのに子どもたちの思いはどうなるのかと感極まった様子となりました。

教育長 教育委員会も見解を出しているのなら、市長に向かって給食の必要性を強く訴えるべきではないかという考えを中島議員が述べられました。

教育部長 その後、教育民生委員会には市長の出席要請がありました。

宮村委員 その時のやり取りで給食の話が進んだのか。考えとしては従来のもものとなったのか。

教育長 就任前に委員会で決定されたことを覆したり撤回したりしようとは思っていませんと発言しました。令和3年度まで検討するということが前期基本計画に位置づいているため、令和3年度には検討した結果どうするかを打ち出さなければならない。後期基本計画にどう書くか、教育委員会としての意見をまとめなければならない。そしてそれを市長に訴える場として総合教育会議の開催が必要だと考えています

教育長 議案第10号「亀山市教育委員会表彰規則の一部改正について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 教育委員会表彰において死亡者の被表彰対象範囲の基準を明確にするとともに、被表彰者が死亡している場合の表彰の方法を定めるため亀山市教育委員会表彰規則を一部改正することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、教育総務課長より説明します。

総務課長 (総務課長詳細説明)

大萱委員 第5条の規定による決定をいう、とあるが、第5条はどのような内容だったか。

総務課長 教育委員会に諮り決定するというものです。

教育長 例えば、令和2年度の表彰者決定をする日の前日に亡くなられた方がいた場合、令和元年度の表彰決定よりも後に亡くなっているので表彰の対象となる訳です。

(ほかに質問はなく、議案第10号は可決される。)

教育長 議案第11号「亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 提案理由は、亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が令和2年3月31日に満了となるため、学校保健安全法第23条の規定に基づき、別紙名簿の者を令和2年4月1日付けで亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に委嘱することにつきまして委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当課長より説明します。

総務課長 (総務課長詳細説明)

(質問はなく、議案第11号は可決される。)

教育長 議案第12号「亀山市立小学校及び中学校における教育職員の
 在校等時間の上限等に関する規則の制定について」を上程し、事
 務局の説明を求める。

教育部長 提案理由としましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の
 給与等に関する特別措置法に規定する指針及び公立学校職員の勤
 務時間、休暇等に関する条例の規定に基づき、亀山市教育委員会
 の所管する亀山市立小学校及び中学校における教育職員の健康及
 び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資す
 るため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において
 行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保
 を図るための措置に関し必要な事項について、亀山市立小学校及
 び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則を
 制定することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細に
 つきましては学校教育課長より説明します。

学校課長 (学校課長詳細説明)

若林委員 それぞれの時間数が挙がっているが、これが適切に行われなか
 った場合、何か罰則のようなものがあるのか。

学校課長 罰則はありません。上限時間を超えた場合、それを解消できる
 ように業務の見直し、平準化を進める等の措置を講じるよう学校
 長に指導することが県で統一され示されています。

若林委員 この規則ができる前も教育委員会としては超過勤務をした学校
 に対して指導していたと思うが、規則が出来た後では何か変わる
 ことがあるのか。

学校課長 指導については継続していきますし、具体的なライン、数字が
 出ましたので、それ以内に収まっているかの意識付けも強く指導
 させていただくことができます。

若林委員 さらに強くなるということですね。

教育長 強く指導とはどのようなことですか。

学校課長 これまでも校長会ではお伝えしていますが、原因、状況の聞き
 取りや直接的な面談の機会が増えるだろうと思います。

教育長 面談の回数の増加が強く指導するということですか。

学校課長 それも入ります。

教育長 これまで、課長等が出向いて状況も聞きながら指導、助言していたのを、例えば来てもらって事情聴取をして、必要に応じて厳重注意をするということはないのか。

学校課長 現時点ではそこまで想定はしていませんが、これまで私が学校へ行って指導しているのは100時間を超えている場合等であり、これからは45時間ですので4月、5月は様子をよく見ていかなければならないと思います。それを見ながら考えていきます。

教育長 規則は4月1日施行で、様子を見る期間は年間通して行わなければならないと思う。第2条2項で45時間越えや360時間越えが許されるのは、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量に達しているかどうかであり、通常予見できる場合は強く指導しなければならない。通常予見することのできない事案が起こった場合ということです。そこをしっかりと確認した指導強化をとということによいか。

学校課長 はい。

太田委員 教育職員というのは校長や教頭は入っていないのか。

学校課長 入っています。

太田委員 その中で、後ろの方に出てくる看護等をする先生は教育職員に入るのか。

教育長 看護師や介助員のことですね。

学校課長 看護師や介助員については入りません。

教育長 教育職員とはどういう人なのか、はっきり答えられるか。

学校課長 教育職員とは、義務教育小学校等に所属する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手をいう、となっていますので、これに該当しない市費の看護師や介助員は別の扱い、36協定で制限をかけるということになります。

大萱委員 確認ですが、県の規則に倣って作成したとのことだが、内容は同じなのか。

学校課長 同じです。

(ほかに質問はなく、議案第12号は可決される。)

教育長 議案第13号「亀山市小学校及び中学校における教育職員の在

校等時間の上限等に関する方針について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長

提案理由は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に規定する指針及び亀山市立小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の規定に基づき、亀山市小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限に関する方針を策定することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、学校教育課長より説明します。

学校課長

(学校課長詳細説明)

教育長

何か質問はありますか。

宮村委員

18ページの市教育委員会が講ずべき措置の中で、校外においてできる限り客観的な方法により計測するとあるが、具体的にどのような方策を考えているのか。(3)で心身の健康問題について相談窓口を設置することとあるが、新たにこのような窓口を作るのか既存の組織を活用して行うのか。持ち帰り業務は原則いけないが、外れる場合もあるとのことだが、家で作業をする際に置き忘れ等の事案があるが、現状USBの持ち帰り等は個人情報の保護も含めどのような対応をしているのか。

学校課長

計測についてですが、現在は教職員の完全な自己申告ではありますが、それぞれパソコンを所持していますので、オン、オフで客観的な把握をしていこうと考えています。校外でということになりますと、教員の自己申告ということになります。

教育長

タイムカードかICTの活用かということになるが、亀山市はICTの活用を行うということです。

学校課長

相談窓口についてですが、現在、産業医の先生に繋いでいるのが学事教職員グループになるのでここが窓口になります。持ち帰りの実情についてですが、どうしてもという場合のみ学校長が帳簿に何をいつまでに持ち帰るということを記録し、学校長が承認をした場合に限り許されるという状況です。

宮村委員

持ち帰りについてはそのような状況で機能しているという理解でよいか。

学校課長

あり得るということです。

宮村委員

校外の勤務の把握について、自己申告ですとのことだが、自己申告が客観的な計測になるのか。

教育長 訂正をさせていただきます。校外に出るということは勤務先を離れるということですので、管理職に了解を得る必要があります。管理職や本人が帳簿等に客観的に記録しなければならないと思いますが、そのような措置を取るつもりはないのか。

学校課長 教育長言われるとおり、出張という取り扱いになると公簿がありますので、そちらの方で把握をしていきます。

教育長 自己申告というのは取り消しでよいか。

学校課長 はい。

教育長 あえて言うと、学校で業務に関係のない読書をしたとすると、その時間を差し引くというように、例示をして周知することになっているのではないのですか。

学校課長 読書の例が出されましたが、17ページのハに当たるものです。これは申告に基づくものですが、在校等時間から除くとなっていますので、その扱いとなります。

宮村委員 4月1日からということで施行までに時間がないが、教育職員への啓発、周知はどのように進めるのか。

学校課長 45時間、360時間という数値を掲げながら、すでに4月からこのような方向となることはアナウンスしていますし、パソコンでの管理につきましても、客観的に時間数を把握しながら月45時間に収まるような取組が行われることをすでに伝えてあります。新たに4月の校長会等でも伝えますが、現在も把握されている状況です。

教育長 事前予告、事前周知を図っているということによろしいか。

学校課長 はい。

教育部長 学校職員を対象とした衛生委員会という組織がありまして、その中でも働き方のメインのテーマになっています。その議題の中でも4月からこのような形になることは度々説明していますし、アナウンスは十分させていただいています。

若林委員 持ち帰り業務についてですが、許可を取るようにしているという回答だったが、ノートを見たり、日記を見たり、通信を書いたりということは許可を取ることなくされているのではないかと思うが、持ち帰りを行わないことが原則と書かれているが、家庭的な事情で在校での仕事をこなしていくことが困難な教職員はいる

と思う。実態把握に努めると書いてあるが、認めてもらうということは出来ないか。

教育長 持ち帰りのものについては全て許可を取ることを徹底していました。勝手な持ち帰りは嚴重注意処分に値するので、きちんとしていると思います。そこが緩ければ徹底していかなければならないと思います。

若林委員 持ち帰ってはいけないという方向で、実態把握をし、持ち帰りの縮減を行っていくということですか。持ち帰らないような取組を進めていくということですか。

学校課長 そうです。

若林委員 業務時間内に業務を進めることが出来るような方策を考えるとということか。

学校課長 そうです。

教育長 19ページにもあるとおり、実態把握に努め、縮減に取り組むということですが。帰らないといけない時間が決まっている人のことを言っているのだと思いますが、本格的に学校教育ボランティア、スクール・サポートスタッフが、丸付けやプリントを見る等の業務をチームとなって行っていかなければならない。1人の人がしなければならぬ業務を精査し、ボランティア等の方々を活用していくことを強い発信力を持っていかなければならない。

学校課長 その通りだと思います。

太田委員 うまく機能し、進むことを願っています。

17ページで、教育職員が超勤4項目以外の業務を行う時間が長時間化しているとあり、これの実態把握をしないといけないと思う。校長、教頭も教育職員に入る訳で、校長会、教育職員の集まり等があるが、それは勤務に該当するのか。

教育長 勤務に当たります。

太田委員 イに当てはまるということか。校外の職務、引率等は、市教育委員会が外形的に把握する時間に該当するのか。

教育長 イに当たります。イ、ロは加え、ハは除くということですか。

太田委員 市から呼び出される会議等はイに当てはまるということですね。

学校課長 そうです。勤務時間内に会議は開催されます。

太田委員 本来生徒を見る時間をその時間に費やすと時間が押してきて時間外が発生しているのではないか。呼び出された業務を行っているのか、本当に超勤4項目の仕事なのか、また臨時を要する部分なのかという仕事の色分けをしなければならない。それを考えていますか。

学校課長 色分けまでは考えていませんが、例えば会議が重なる等の理由で上限時間が守れないというのであれば、仕事の平準化、見直しをしていかなければならないと思います。

太田委員 特に17ページの(3)の臨時的な生徒指導等に時間を取られる教員が多くなると思うが、臨時的にどうしても生徒のために時間を割かなければならず、80時間の時間外が発生するのであれば仕方がないことだと思う。色分けされていないまま臨時的なことで残業になったという80時間であればだめだと思うし、全てを数字だけでだめだということではなく、会議の短縮を考える等の方策が見えてこない、本来しなければならないことと違ってくる気がする。生徒たちに向き合う時間が無くなる気がする。色分けし削減を考えていただきたい。

教育長 教育委員会等の主催会議については減らしています。色分けについては、教育委員会が把握する段階で色分けはされていませんが、教員が何を担当しているのかは分かっています。学校で起こった事案は報告することになってますので、教員の業務と事案を掴んでいけば分かるというシステムにはなっています。人権の会議等についてですが、人権担当は授業時間数が減となっています。生徒指導主任については授業持ち時間数の大幅な減がされています。概ね予想される任務の業務の多さにより授業持ち時間が加減されている実情ですので、その上で急務を要する事案が立て続けに起こることはあり得ますのでその場合は考慮しなければならない。加えて、その担当者1人に偏らない動き方を考えるように指導することになると思う。さらに、警察事案、児相事案、支援センター事案をくっきり分けていく必要があると考えています。

太田委員 いつまでも長引かせないことが重要であるが連絡は密にしておくことが大事だと思う。それらを徹底していくことを考えてもらっているか。

- 学校課長 先ほど教育長が言われたことは、会議や研修会を減らしていく方向で考えてます。警察事案については校長とも話した結果、警察にお任せしようということになっています。
- 太田委員 罰則がある、ないの話があったが、このようにルール化された中で、教員が過労で倒れること等があると教員の家族が考えることもあると思うので、ルール以下で抑えられるように努力しなければならないと思う。
- 学校課長 罰則がないということですが、刑事上はないのですが、民事上の話になるかと思います。そのような状況が出てくることもあり得るので罰則がないからといってないがしろには出来ないという考えのもとでやっていきます。
- 大萱委員 通常予見できない業務と判断した場合にはかなりの時間外が設定されている。相当多い仕事量だと思う。残業のある教員にこれまでも指導されていると思うがどのようなものがあったのか。これに値するような事例は何か。
- 学校課長 児童、生徒の生命を守るために緊急を要する場合となっているが、そこから考えた場合、家出をしてどこに行ったか分からないというようなやり取りというのはこれに該当してくると思う。
- 大萱委員 生徒指導以外ではあるのか。
- 学校課長 事故や怪我です。
- 大萱委員 業務量の大幅な増加を予見できるのであれば4 5時間以内に収めなければならない。部活動については残業時間を4 5時間以内に収めなければならないということか。
- 教育長 1日の練習や県外への合宿については控えることになると思います。それがあらかじめ予見できることに該当してくると思いますので。家出については警察に委ねるという線引きがあるので、いじめや不登校や虐待等の命にかかわることが優先されます。
- 大萱委員 例えば、クラブ活動で全く期待していなかった生徒たちが全国大会に出場するといったことは予想できないことだが、この場合、クラブ活動を増やして時間をオーバーしていくという場合はどうなのか。
- 教育長 これについては予見できなかったことに該当しないと思います。むしろ旅費の援助等とも出ることになると思うが、そのため

の過激な練習となると、強いからたくさん練習をしてもよいということにはならないと思う。

大萱委員 そのあたりの判断で残業量も変わってくると思いますので、しっかり判断いただきたい。亀山市は時間外労働の把握を行うのにパソコンのオン、オフで判断するとのことだが、これまでは自分で校長等に申請していたということか。

学校課長 それぞれの教員がシートに記入し、まとめて期日までに出すということでした。

大萱委員 これからはパソコンでどのように管理するのか。オン、オフを習慣づけて、教頭へまとめて送られるのか。

学校課長 サーバーで繋がっていますので把握ができます。校長も把握ができます。

大萱委員 オン、オフの時間を全て集計するのは大変だと思うが、それも合わせて出てくるのか。タイムカードだと残業時間も出てくるし管理がしやすいと思うが、パソコンのオン、オフで管理できるようなシステムになっているのか。

学校課長 パソコンはあるのでお金はかかりません。あと、ICT支援員がいて、勤務時間をパソコンで管理できるソフトを作るのを手伝ってもらい、出来るようになりました。

太田委員 逆に休憩はどのように管理するのか。

学校課長 省くのは自己申告です。

(ほかに質問はなく、議案第13号は可決される。)

教育長 議案第14号「亀山市いじめ防止基本方針の一部改正について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 提案理由としましては、平成30年4月施行いじめ防止基本条例及び平成31年3月改定三重県いじめ防止基本方針を反映させた内容とするため、亀山市いじめ防止基本方針を一部改正することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、学校教育課長より説明します。

学校課長 (学校課長詳細説明。)

教育長 何か質問はありますか。

宮村委員 学校現場が窓口になる対応について充実させ、未然防止の部分を充実させ、よい基本方針になっていっていると思うが、提案理

由を見て、平成30年4月に三重県いじめ防止条例が施行され、平成31年3月に三重県が基本方針を改定したものを反映させたものが今できたということか。1年以上経っているが、作成に至った経緯等があれば教えていただきたい。

学校課長

昨年度より重大事態を抱えており、その扱いが旧の方針に倣って対応していますので、その案件が終わるのを見計らって今作成したものです。

(ほかに質問はなく、議案第14号は可決される。)

教育長

議案第15号「亀山市外国語指導助手取扱要綱の一部改正について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長

提案理由は、学習指導要領の改訂に伴い、亀山市外国語指導助手取扱要綱を一部改正することについて委員会の議決を求めるものです。詳細につきまして、学校教育課長より説明します。

学校課長

(学校課長詳細説明。)

教育長

何か質問はありますか。

若林委員

現在、幼稚園に外国語担当教員が行っているとのことで、異論はないのだが、幼稚園の指導要領に外国語に触れるという文言があるのでしょうか。

学校課長

分かりませんので確認します。

太田委員

認定こども園はここには含まれないのか。

学校課長

認定こども園も含まれます。

太田委員

幼稚園と認定こども園という書き方もしながら、この場合は幼稚園に認定こども園を含むということか。

学校課長

確認中ですのでお待ちください。

太田委員

(6)で、言葉の使い方も指導主事の方が行うのか。職務として教える立場に立つこともされる訳ですか。

学校課長

子どもだけではなく、指導主事は教える側の方にも指導する仕事も行います。打ち合わせの中で指導主事から情報をもらいながら進めています。

教育長

提案理由が、学習指導要領の改訂に伴い、となっているが、どこに反映されているのか。

学校課長

確認します。

(ほかに質問はなく、議案第15号は可決される。)

教育長 議案第16号「亀山市社会教育委員の委嘱について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第16号社会教育委員の委嘱についてでございますが、社会教育委員が令和2年3月31日で退任となるため、亀山市社会教育委員条例第2条第2項の規定に基づき、別紙名簿の者を令和2年4月1日付けで亀山市社会教育委員に委嘱することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当課長より説明します。

参事生課長 (参事生課長詳細説明。)
(質問はなく、議案第16号は可決される。)

教育長 議案第15号に戻り、答えられますか。

支援GL 幼稚園の指導要領の中には外国語の活動についての記載はありませんが、以前より亀山市においては幼稚園にALTが派遣されていることから記載しています。あと、幼稚園の中に認定こども園が入るのかということですが、入るということになります。県の学習指導要領では、外国語の授業が小学校で始まるという部分において旧のものと変わっています。

教育長 2点目の認定こども園が入るといのは何を持ってそう言えるのか。3点目の小学校の学習指導要領に英語が入ったから何がどう変わったのか。

支援GL 2点目の認定こども園の方にもALTを派遣しているという意味で入るということです。年間2回です。

太田委員 医療ケア等については幼稚園と認定こども園を分けて書いているのに、ここでは分けないのか。

教育長 持ち帰って検討をお願いします。

教育部長 この幼稚園という記載は、認定こども園における昔の幼稚園の1号認定を指しているのですが、幼稚園という記載が適切かどうか再度検討させていただき、改めてご提案させていただきます。

教育長 この議案は保留とさせていただくか一任していただくか、いかがでしょうか。

教育委員 一任でよいと思います。

教育長 必要に応じて修正し、一任をしていただいた上での可決とさせていただきます。

教育長 議案第17号「亀山市青少年育成指導委員の委嘱について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 議案第17号亀山市青少年育成指導委員の委嘱についてです。亀山市青少年育成指導委員が令和2年3月31日で退任となるため、亀山市青少年育成指導委員規則第3条第2項の規定に基づき、別紙名簿の者を令和2年4月1日付けで亀山市青少年育成指導委員に委嘱することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当課長より説明します。

参事生課長 (参事生課長詳細説明。)

教育長 任期の途中ですか。

参事生課長 青少年育成指導委員につきましては今年度の4月1日から令和3年3月31日までの2年間の任期ですが、1年目の終わりの所で委員を交代したいとの申し出をいただきましたので、任期の途中ですが委員を変わったいただくことになりました。

教育長 30ページの小林さん以下の方の任期は令和2年4月1日からなのか。

参事生課長 平成31年4月1日からの任期に訂正させていただきます。
(ほかに質問はなく、議案第17号は可決される。)

教育長 議案第18号「亀山市立図書館実施設計(案)について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 亀山市立図書館実施設計について、担当課長より説明します。

参事生課長 (参事生課長詳細説明。)

宮村委員 管理、運営のことになると思うが、飲食を伴うとなるとごみが発生するが、ダストボックスについてはどのようなものを考えているのか。

参事生課長 飲食を認める方針ですが、ごみは持ち帰っていただくことが大原則となります。施設内ですので、飲み物に関してはふたをしていただく等のルールを設けていく必要があると考えています。ダストボックスは表立っては置けないと思いますが、生ごみについ

ては外のゴミ庫に集約する形で処理をさせていただこうと考えています。

太田委員 今後のことだが、現在の状況についての話をすることを考えているのか。

参事生課長 建物としては概ねこのとおりですが、個別のカウンターや書架、テーブル等細かなもの、床の仕様や壁の色等、調整の必要に応じて委員会でもお諮りします。進捗に関しては定期的に報告の必要があると考えています。図書館の工事の進捗等も市民の皆さんに情報発信し、委員会の方にも報告させていただき、ご理解、把握をしていただきたいと思います。

太田委員 詳細を決めていく中でと言われたが、詳細についてもこちらが決めるのか。

参事生課長 基本的には詳細は施行側で決めるのですが、この方向で行こうという案が示された時点では報告させていただこうと思います。

教育長 順次報告や視察等に取り組んでいくということによいか。

参事生課長 はい。

若林委員 飲食に関してだが、蓋付きの飲み物ということだが、自動販売機を設置して飲むようにすることは考えているのか。

参事生課長 自動販売機については、詰めていく部分ですが1階などに設けることが出来ると思いますが、入ってくる商業施設により調整は必要になると思います。自動販売機の飲み物はペットボトル等の蓋付きのものにするかといった調整は必要になると思います。

大萱委員 BDSですが、これは付けていて持ち出すと鳴るということなのか。通報が行くのですか。音で威嚇するだけなのか。

参事生課長 地下のエレベーターホールと1階に想定しています。1階につきましては、総合案内があり、ブザーが鳴ればその職員が対応することになります。地下につきましては、音が出るだけでは聞こえませんが、何らかの形で連絡が把握できるように通信を使った機能が必要だと思います。

大萱委員 各階に付けては駄目なのですね。それを持って2階に行けば鳴るので。

参事生課長 基本的には館外への持ち出しを前提としています。

大萱委員 図書は4階で読んでもよいし、借りなくてもよいということか。

- 参事生課長 そうです。
- 教育長 駐車場は、障がい者用と思いやり駐車場の2台を確保します。
- 参事生課長 看板等を立てて表示をするよう考えています。
- 教育長 図の中の線を21番まで伸ばして明示するか、文の説明の部分に分かりやすく書いてもらわないと誤解を招くと思う。
 (ほかに質問はなく、議案第18号は可決される。)
- 教育長 議案第19号「亀山市立図書館管理運営の基本的な方針(案)について」を上程し、事務局の説明を求める。
- 教育部長 亀山市図書館管理運営の基本的な方針を策定するにあたり、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては担当課長より説明します。
 (参事生課長詳細説明。)
- 宮村委員 5ページの利用者の(5)で、隣接の市にお住まいの方も利用できるとのことだが、他市の人も利用できることになったのか。今からこのような形になるように調整するのか。あと、津市や隣接の市に行った場合には利用できるのか、進捗状況を教えてほしい。2-6の最終的な導入の可否はいつ頃のことか。どのようにしていくのか教えてほしい。6ページの(5)のアの検索用端末についてだが、図面の中のOPACのことなのか。ここにOPACのことを記載してはどうか。管理運営の基本的な方針の中で、今までもボランティアの育成や参画をお願いしてきたと思うが、それがどこにも触れられていない気がした。それについてはどうなったのか。図書館は個人情報扱うため、個人情報の保護について気になるが、それについて触れなくてもよいのか。
- 参事生課長 まず、他市との関係ですが、図書館整備推進委員会の方からも亀山市が他市の方を受け入れていくことは良いことだという一方で、鈴鹿市、津市、伊賀市、甲賀市につきましては、亀山市民の方がカードを作れる状況にはなっていません。方針に基づき、これらの市と調整をしていくこととなります。一律に足並みをそろえて総合的に利用関係が結べるかということは現時点では結論が出ていません。亀山市としては隣接市の方々も利用者としてカードを作って利用していただけるようにしたいと考えています。先端技術の導入についての最終的にどのタイミングかという点につ

いてですが、具体的に設計案に基づき、どのようなものを配置していき、経費がどれくらいかかるのかという中で一律的に行うのか、将来的にやっていくのかを決定していくことになり、令和2年度中には固めていくことになると思います。検索用端末については、ご指摘のとおり追記をさせていただきます。ボランティアの育成につきましては、管理運営の方針の中には書き込んでいませんが、図書館が提供するサービスの中では必須事項として入っていますので、市民読書活動計画と呼んでいます。この方針に基づいて作っていく図書館サービスの詳細計画の中でも具体的にどういうことでボランティア育成、支援を行っていくかということについては書き込んでいきたいと考えています。個人情報の保護につきましては、管理運営以前の問題として図書館法等、図書館の宣言等に明記されていますのでこの中には明記していません。

太田委員 8ページの業務体制の部分で、子どもたちにとって必要な学校図書についての記載が全くない。学校図書というのは独立したもの、違うものであってほしいという希望がある。子ども読書活動推進計画の策定もありますので記載があってはどうかと思う。

参事生課長 学校図書館は独立したもので、その中での連携や子ども読書活動推進の中には包括されるものですので、考え方としてはその中に含まれているものです。図書館サービスの方で学校図書館との連携というものを書き込み出来ると思いますので、こちらで調整させていただきたいと思います。

教育長 1ページに、スタッフは19.1人を目指すとあるが、基本計画に明記されているものだから動かないと認識しているが、9ページにスタッフ数の仮試算で、点線の中にaの年間延べ人数である4,904人を年間会館日数で割ると1日当たりのスタッフ数17人となっている。1日7.75時間出勤の者が17人いるということなので、3万8千時間というのは9時から20時までの時間で計算しているのか。

参事生課長 時間の出し方については単純に図書館の業務として図書の貸出、返却、蔵書点検業務があります。それを1日当たりで換算すると1人あたりどのくらいの時間数がかかるかを積み上げていくと図書館整備推進計画で示した業務、現行の業務を足すと、

3万8千時間くらいの仕事量があるというところから来ています。その中には、受付、カウンター業務のように一定の時間いなければならない方もいますので、その方々については7.75時間で換算しています。積み上げの数字と考えてください。

教育長 受付については7.75時間と言ったが、9時から20時までなので7.75時間ではないと思う。

参事生課長 1人の勤務時間は7.75時間になりますので受付の総体の時間数は11時間であります。

教育長 総業務量が3万8千時間では収まらないのではないかと。

参事生課長 仕事の量としては7.75時間プラス4時間ありますので時間数としては11時間いるという計算になります。

教育長 1ページには19.8人を指すと書いてあり、17～20人いけば間に合うようにしかとれない。実際は30人ぐらいにはなるでしょう。

参事生課長 年間の総業務量は3万8千時間と想定しました。7.75時間で割ると1日当たりのスタッフ数はシフトの人数は含んでいませんので、全員が7.75時間勤務したと想定した場合に17人となるものですので、実際の人数はさらに増えると思います。

大萱委員 19.8人というのは日本図書館協会が示している3千平方メートルでの人数と同じことを言っているのか。

教育長 19.8人というのは図書館基本計画を作成するときに議決されて決定されるので動かないのは分かる。3千の根拠も分かる。9時から20時までの想定年間総業務量を7.75時間で割って年間人数で割り、会館日数で割っている。職員は週2日休み、特別休暇も年次休暇もある。17人と受け止められるのが不本意なので、実際の勤務体制は考慮していない等、何か1行入れてもらえないか。

参事生課長 17人ありきでは考えていませんので、今の考えを含めて調整していきます。

(ほかに質問はなく、議案第19号は可決される。)

教育長 議案第20号「亀山市立図書館蔵書計画(案)について」を上程し、事務局の説明を求める。

- 教育部長 亀山市図書館蔵書計画を策定するにあたり、委員会の議決を求めるものです。詳細は担当課長より説明します。
- 図書館長 (図書館長詳細説明)
- 太田委員 4ページの(カ)の2行目の最後で資料という言葉があり、資料という言葉が2回入るため考えていただきたい。5ページで、幼稚園、認定こども園、保育所という3つの記載があった方がよいのではないか。あと、6ページのヤングアダルト関係の部分に、ICT、情報系を入れるべきだと思う。7ページ健康都市の具現化とあり、病気や薬の記載があるが、食育、食事面の記載も必要だと思うがいかがでしょうか。
- 図書館長 最初に指摘いただきました文言については整理をし、修正させていただきます。認定こども園についても修正します。情報関係については、4ページの(ケ)新しいメディア資料に入ってくる内容になるかと思えます。食育等につきましては、入れさせていただきます。
- 太田委員 ヤングアダルトに、スポーツ、音楽があるにも関わらずパソコン系だけが外れているのは不自然だと思う。資料の基準としてメディア資料というのはよく分かるが、ヤングアダルトの中にスポーツ、芸術等が趣味としてあるのにそれだけないのはどうか。
- 図書館長 入れさせていただきます。
- 宮村委員 5ページの赤字の部分や8ページの赤字の部分等1つのセンテンスで長文となっているが、矢印か何かでフローとして記載する等、もう少し知恵を絞れたらお願いしたい。4ページの(ケ)の最後で、提供します、とあるが、「提供」としなければならない理由は何か。
- 図書館長 説明が長いとご指摘をいただいた部分については、趣旨を変えずに文章整理をさせていただきます。提供します、の部分ですが、例えば電子書籍というのは備品として図書館で持つというものではなく、2年間借りて2年後に課金制度としてどのようにしていくのかというように、紙媒体のものとは扱いが変わってきます。それらも含めて収集というよりは提供としました。
(ほかに質問はなく、議案第20号は可決される。)

教育長 議案第21号「亀山市文化財保護審議会委員の委嘱について
を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 亀山市文化財保護審議会委員の任期が令和2年3月31日に満
了となるため、亀山市文化財保護条例第39条の規定に基づき、
別紙名簿の者を令和2年4月1日付けで亀山市文化財保護審議会
委員に委嘱することについて、委員会の議決を求めるものです。
詳細につきましては、まちなみ文化財グループ副参事より説明し
ます。

まちGL (まちGL詳細説明)

太田委員 専門職なので人が見つかりにくいと思うが、皆さん再任なので
長くされているのですか。ご高齢ではありませんか。

まちGL 長年していただいている方もいらっしゃいます。ご高齢の方も
いらっしゃるため各分野で何人か新たにお願いできる方を考えて
いきたいと思えます。

教育長 皆さんご健康ですか。

まちGL 皆さん、現在はご健康です。
(ほかに質問はなく、議案第21号は可決される。)

教育長 議案第22号「亀山市歴史博物館条例施行規則の一部改正につ
いてを上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 健康増進法の一部改正に基づき、亀山市歴史博物館条例施行規
則に定める喫煙場所の指定を解除すること及び博物館資料の貸出
について、貸出期間を必要に応じて延長できるよう亀山市歴史博
物館条例施行規則を一部改正することについて、委員会の議決を
求めるものです。詳細につきましては、歴史博物館長より説明し
ます。

歴博館長 (歴博館長詳細説明)

教育長 教育委員会が特に必要と認めた時とあるが、博物館資料につい
て貸し出しを延長してもよいかという決裁を見たことがないがど
うなのか。

歴博館長 資料の貸し出しについては従来から館内で決裁を取り、文書の
発給について教育委員会からということを出していました。事務
手続きとしては、決裁を取り、公印を教育総務課でもらうものと
考えています。

教育長 これは補助執行として解釈できるのか。
歴博館長 出来ます。
 (ほかに質問はなく、議案第22号は可決される。)

10. 協議事項

教育長 協議事項1「令和2年度小中学校入学式及び幼稚園入園式告辞
 について」説明を求める。

学校課長 (資料に基づき説明)

教育長 何かお気づきの点があれば幼稚園からお願いします。

太田委員 昨年と全く同じ印象があるが、変わっているのですか。

学校課長 変わっています。

教育長 入園式、入学式の告辞は大きく変えるものではないと言っ
 ています。

宮村委員 コロナ関係のことは、保護者向けに入園式、入学式で触れな
 くてもよいものか。

教育長 告辞の中には入れずに、すぐの判断になるが、式が臨時休業
 明けの日にちになってくると思うので、臨時休業期間中にはご
 理解、ご協力ありがとうございました、というようなコメント文
 を別途用意し、冒頭に言っていただくようにしてもよろしいか。

教育委員 はい。

教育長 次に小学校、中学校について何かありますか。ないようです
 ので次に移ります。

教育長 協議事項2「亀山市立保育所・幼稚園・認定こども園・小中
 学校における医療的ケア実施ガイドラインの策定について」説明
 を求める。

学校課長 (資料に基づき説明)

若林委員 ここに書かれている医療的ケア以外のものが必要な児童、生徒
 については受け入れを断るということでよいか。医療的ケアが必
 要な子どもが増えてきた時に、この枠内に収まる人数については
 何人であろうと受け入れていく考えなのか。

研究GL この表にある医療的ケアは県が受け入れることが可能として
 いる内容になっています。これ以外の内容については学校では受け

入れることが出来ないという解釈です。人数ですが、学校の規模によりますし、本人の状態を保護者と相談をしながらということになると思います。

- 教育長 教育支援委員会の見解もありますね。
- 研究G L そうです。
- 若林委員 支援委員会で医療的ケアが必要だと判断されたら、保護者と話し合った上で、何人であろうと受け入れるのか。
- 研究G L 特別支援学校への就学も含めての検討になります。どこの学校が適当かを決めて相談になります。
- 太田委員 医療的ケアが必要となる生徒が入ってくる想定をされているのは、学校まで保護者が送ってくる子どもということであると思う。学校まで歩いて来れる軽度の子に対し、送迎に関して、保護者が送迎をすることという内容を記載しなくてもよいのか。
- 研究G L 医療的ケアが必要な子は必ず保護者が送迎しなければならない訳ではないです。
- 太田委員 必要なケアについて登下校中はどのような扱いになるか。
- 研究G L 登下校中も医療的ケアが必要とは限りません。
- 太田委員 登下校中の事故はどのようになるのか。
- 研究G L 医療的ケアが必要な子であってもない子であっても同じです。
- 教育長 5ページに事故の補償とあり、実施園、学校においてと記載があるが、登下校を含み、事故があった場合には過失の度合いに応じて対応するということになります。
- 太田委員 登下校中も医療的ケアをするのですか。
- 教育長 ケアはずっとしている訳ではないし、登下校中もケアが必要だということになれば子どもだけで登下校させません。
- 研究G L 個々の判断となります。
- 教育長 亀山市教育委員会と亀山市健康福祉部の連名としてはどうか。
- 教育部長 教育委員会と健康福祉部の連名に変えさせていただきます。

1 1. 報告事項

- 教育長 報告事項1「生徒指導について」の説明を求める。
- 学校課長 (学校課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「亀山市青少年問題協議会委員の委嘱について」の説明を求める。

参事生課長 (参事生課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「亀山市青少年総合支援センター運営協議会委員の委嘱について」の説明を求める。

参事生課長 (参事生課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項4「図書館利用状況について」の説明を求める。

図書館長 (図書館長詳細説明)

大萱委員 コロナの問題により、貸出冊数、入館者数にどのような変化があるのか。

図書館長 コロナ関係の問題が出てきた2月の下旬ぐらいからは多くの人に来ていただきました。例えば2月29日ですと、472名の来館がありました。2週間ほど経ち、通常通りとなり、その後人的には下がって、現在は落ち着いてきています。

教育長 公共施設である図書館や歴史博物館を開館するかどうかは市として現在のところ開館することとしている。大変ご苦勞を掛けて開館していただいている。

図書館長 県内の状況ですが県立図書館も18日から一部開館しています。市立図書館ですと半分が開館、半分が休館している状況です。四日市市は感染の方が出ましたが、今日の午前中の段階では休館するという報告は聞いていません。

太田委員 休館するという話はないのか。亀山市内もスポーツ施設は閉めるということだが。

教育部長 対策本部の中で、市の施設全てを閉めるか開けるかの議論をしており、あいあいのトレーニング室、カラオケルーム等については閉めるのですが、歴史博物館、図書館については今のところ開館するという方向です。

教育長 トレーニング室は、運動により激しい息遣いをするということで遠くにいる人にもリスクがあるということです。換気には努めてもらっています。

大萱委員 図書館の学習室は、席を1つ空ける等の対策は行ってるのか。
図書館長 学習室も座席数を減らしています。閲覧室につきましても間引きをして、椅子を人が集まらないよう散らばらせ、座席数の確保に努めています。

教育長 閉めるという話もあったのだが、受験シーズンで需要もあるということで開けていただいていると思っています。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項5「令和2年度における亀山市立図書館の臨時休館日について」の説明を求める。
図書館長 (図書館長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項6「亀山市ネコギギ保護者指導委員会委員の委嘱について」の説明を求める。
まちGL (まちGL詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項7「亀山市鈴鹿関跡学術調査専門委員会委員の委嘱について」の説明を求める。
まちGL (まちGL詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項8「教育委員会行事報告及び予定表」の説明を求める。
(総務課長、学校課長、参事生課長、図書館長、まちGL、博物館長詳細説明)

宮村委員 中体連は行うのか。
学校課長 未定となっています。
教育長 中体連は止めてもらおうかと考えている。部活については、感染者がいなければやっていく方向で考えているがよろしいか。対外試合は見合わせ、部活は春休みからか可能とするか4月1日からか可能とするか2、3日中に判断をしなければならないと思う。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

1 1. 閉会

午後4時35分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

2 番委員

3 番委員